（仮称）逗子市犯罪被害者等支援条例の制定に関する意見を募集しています

犯罪被害者等の方々は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負うといった、犯罪等による直接的な被害だけでなく、周囲の無理解や心無い対応による精神的被害など、二次的な被害にも苦しんでいます。

犯罪被害者等の方々が抱える様々な問題に対応するためには、被害者の方々の立場に立った適切な支援をきめ細かく提供することが不可欠であり、身近な行政である地方自治体が関係機関と連携・協力して支援にしっかりと取り組んでいくことが必要です。

犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、基本理念や責務、支援について基本となる事項を定めた条例を制定します。この条例案について、皆様のご意見を広く募集します。

●募集期間

令和６年９月５日（木）～令和６年 10 月４日（金）（必着）

●閲覧場所

市ホームページ（URL）ページ番号：1011041

https://www.city.zushi.kanagawa.jp/shisei/kohokocho/1006305/1006316/1010467/1011041.html

市役所（市民協働課、情報公開課）、市民交流センター、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、逗子文化プラザホール、逗子アリーナ、高齢者センター、図書館、体験学習施設（スマイル）、逗子警察署

※各施設の休館日等は閲覧できません。

←市ホームページはこちら

●意見提出方法

住所・氏名を明記のうえ、任意様式にて次の①～④の方法にて提出してください。

① 窓口　市民協働部市民協働課（逗子市役所３階）

② 郵送　〒249-8686　逗子市逗子 5-2-16　市民協働課人権・男女平等参画係　宛

③ ファクス　046-873-4520

④ Ｅメール　jinken.danjo@city.zushi.lg.jp ※添付ファイル不可

●その他

皆様からお寄せいただいたご意見は、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。個々のご意見に対しては、直接回答はいたしませんのでご了承ください。

●問合せ先

逗子市　市民協働部市民協働課（逗子市役所３階）

Tel：046-873-1111（内線 268）　Ｅメール：jinken.danjo@city.zushi.lg.jp